

## 広島法務局からのお知らせ

# 登記相談予約制

広島法務局では、登記相談の予約制を実施しています。  
相談を希望されるお客様は事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。  
予約なく来庁された場合、当日中に相談がお受けできないことがあります。

### <広島法務局 相談予約・お問合せ先一覧>

| 相談内容  | 登記管轄区域   | 管轄法務局   | 電話番号                                | 所在地                            |
|-------|--|---------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 不動産   | 広島市の内,中区,東区,南区,西区,安佐南区,安芸区,安芸郡(海田町,府中町,坂町,熊野町)       | 本局(不動産) | (082)228-5201(代表)<br>(自動音声ガイダンス①→②) | 広島市中区上八丁堀6-30<br>(広島合同庁舎)3号館2階 |
|       | 広島市安佐北区,山県郡(北広島町,安芸太田町)                              | 可部出張所   | (082)812-2548                       | 広島市安佐北区可部南四丁目10-20             |
|       | 廿日市市,大竹市,広島市佐伯区                                      | 廿日市支局   | (0829)31-0164                       | 廿日市市新宮一丁目15-40(2階)             |
|       | 東広島市,竹原市,大崎上島町                                       | 東広島支局   | (082)422-2338                       | 東広島市西条朝日町9-11<br>(東広島法務総合庁舎)2階 |
|       | 呉市,江田島市  | 呉支局     | (0823)21-9289                       | 呉市中央三丁目9-15<br>(呉地方合同庁舎)1階     |
|       | 尾道市,三原市,世羅町  | 尾道支局    | (0848)23-2882                       | 尾道市古浜町27-13<br>(尾道地方合同庁舎)2階    |
|       | 福山市,神石高原町,府中市  | 福山支局    | (084)923-0102                       | 福山市三吉町一丁目7-2<br>(福山法務合同庁舎)2階   |
|       | 三次市,安芸高田市,庄原市  | 三次支局    | (0824)62-2504                       | 三次市三次町1074(2階)                 |
| 会社・法人 | 広島県全域<br>※支局及び出張所は、会社・法人の登記申請事務(設立・役員変更等)を取り扱っていません。 | 本局(法人)  | (082)228-5201(代表)<br>(自動音声ガイダンス②→②) | 広島市中区上八丁堀6-30<br>(広島合同庁舎)3号館2階 |

法務局ホームページに登記申請書の様式・記載例を掲載しています。

<登記申請書を作成する>  
不動産登記申請手続



不動産登記申請手続  
会社・法人登記申請手続  
管轄のご案内

会社・法人登記申請手続



<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>  
[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html)

<管轄を調べる>



[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html)

# 登記相談を希望されるお客様へ

- ◆ ご予約は、**電話**又は**窓口**でお受けします。
- ◆ 相談時間は、原則午前9時から正午まで、午後1時から4時までです。  
なお、法務局によって相談時間が異なる場合がありますので、相談される法務局にお尋ね下さい。
- ◆ 予約をされていないお客様は、長時間お待ちいただいたり、その日のうちに相談をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 相談時間は、おおむね**20分**程度とさせていただきます。
- ◆ 相談には、予約時間までにお越しください。予約時間に遅れた場合であっても、相談時間を延長することはできません。
- ◆ 相談には、**現在の登記の内容を確認**させていただく必要がありますので、登記事項証明書（又は登記事項要約書）等をお持ちいただきますよう、ご協力をお願いします。
- ◆ 相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等をご案内します。書類は、お客様ご自身で作成（又はご用意）していただくことになります。  
**相談担当者は、お客様のために書類等を作成することはできません。**
- ◆ 登記原因に当たる事実や法律行為（契約）が有効か無効かなどの法的判断を伴う相談は、お受けすることができません。
- ◆ 作成された登記申請書は、管轄の法務局（本局・支局・出張所）においてのみ受付し、**登記官が「審査」を行います。**  
相談は、登記申請書の「事前審査」ではありませんので、**登記官の審査により、申請書の訂正や添付書類等の追加提出が必要となる場合があります。**
- ◆ 登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。

※司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科せられることがあります（司法書士法73条・78条、土地家屋調査士法68条・73条）。

## 各種登記の申請書の作成及び申請の代理は 資格者代理人に依頼することができます。

**資格者代理人による相談もご利用下さい。**

### 司法書士

抵当権の抹消や相続の登記、会社・法人の設立や役員変更の登記等

**広島司法書士会 総合相談センター**  
(電話相談・面談相談予約 初回無料)

広島 082-511-7196  
北部 0824-63-2217  
福山 084-926-4654  
江田島 082-224-1313

広島司法書士会ホームページ  
<http://www.shiho-hiro.jp/>

### 土地家屋調査士

土地の分筆・合筆の登記、境界、建物の新築・増築・滅失登記等

**広島県土地家屋調査士会**  
082-567-8118

**境界問題相談センターひろしま**  
(境界問題について 相談予約 初回無料)

082-506-1171

広島県土地家屋調査士会ホームページ  
<http://www.hiroshima-chousashi.or.jp>